

議第103号

高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例  
案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福井正明

高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する  
条例

高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例（平成23年高島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表今津西コミュニティセンターの項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分	開館時間	休館日
今津上コミュニティセンター	午前9時から 午後10時まで	(1) 月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
新旭コミュニティセンター「ほおじろ荘」	（ただし、休日および日曜日にあつては午前9時から午後5時までとする。）	(2) 休日の翌日（ただし、その日が土曜日、日曜日および休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、休日等の翌日とする。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
今津宮の森コミュニティセンター		12月29日から翌年の1月3日までの日
今津東コミュニティセンター	午前9時から	

イセンター	午後10時まで	
安曇川世代交流センター		(1) 月曜日（ただし、休日を除く。） (2) 休日の翌日（ただし、休日等に当たるときは、休日等の翌日とする。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
今津浜分コミュニティセンター		(1) 日曜日および土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第2今津西コミュニティセンターの部を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。